

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成31年3月14日(2019.3.14)

【公開番号】特開2018-122188(P2018-122188A)

【公開日】平成30年8月9日(2018.8.9)

【年通号数】公開・登録公報2018-030

【出願番号】特願2018-98206(P2018-98206)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 8

【手続補正書】

【提出日】平成31年2月1日(2019.2.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が流下可能な遊技領域が形成された遊技盤における該遊技領域に設けられた所定の通過口を遊技球が通過することで乱数を取得する乱数取得手段と、前記通過口の通過に基づいて有利状態に移行するか否かを判定する有利状態移行判定手段と、を備える遊技機であって、

前記有利状態移行判定手段の判定結果に基づいて図柄の変動演出を表示する演出表示手段と、

前記乱数取得手段が取得した乱数を記憶する乱数記憶手段と、

前記演出表示手段によって前記図柄の変動演出が表示されている間に前記所定の通過口を遊技球が通過したことに基づいて、前記有利状態への移行に対する期待示唆を提供するか否かの判定をし得る事前提供手段と、

遊技者が操作可能とされた複数の操作手段と、

前記事前提供手段によって前記期待示唆を提供すると判定した場合に、期待度の異なる複数の期待度態様のうちいずれかの期待度態様を表示しうる期待示唆手段と、を備え、

前記複数の操作手段のうち第1の操作手段が操作されると前記複数の期待度態様のうちのいずれかの態様を第1の表示態様として示すようになされており、

前記第1の操作手段とは異なる第2の操作手段が操作されると第2の表示態様を示すようになされており、

前記第1の表示態様を示す起因となる前記第1の操作手段と前記第2の表示態様を示す起因となる前記第2の操作手段とが同時に受付可能とされており、

前記遊技球を貯留する皿部に、同時に受付可能とされている前記第1の表示態様を示す起因となる前記第1の操作手段と前記第2の表示態様を示す起因となる前記第2の操作手段とが設けられており、

特定の変動演出において、前記第1の表示態様を示す起因となる前記第1の操作手段と前記第2の表示態様を示す起因となる前記第2の操作手段とが同時に受付可能とされている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

このような遊技機において、様々な演出で興趣を維持しようとはしているものの、まだ工夫がなされた遊技機を望む声も少なからず存在する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記課題を解決した本発明に係る遊技機は、遊技球が流下可能な遊技領域が形成された遊技盤における該遊技領域に設けられた所定の通過口を遊技球が通過することで乱数を取得する乱数取得手段と、前記通過口の通過に基づいて有利状態に移行するか否かを判定する有利状態移行判定手段と、を備える遊技機であって、前記有利状態移行判定手段の判定結果に基づいて図柄の変動演出を表示する演出表示手段と、前記乱数取得手段が取得した乱数を記憶する乱数記憶手段と、前記演出表示手段によって前記図柄の変動演出が表示されている間に前記所定の通過口を遊技球が通過したことに基づいて、前記有利状態への移行に対する期待示唆を提供するか否かの判定をし得る事前提供手段と、遊技者が操作可能とされた複数の操作手段と、前記事前提供手段によって前記期待示唆を提供すると判定した場合に、期待度の異なる複数の期待度態様のうちいずれかの期待度態様を表示しうる期待示唆手段と、を備え、前記複数の操作手段のうち第1の操作手段が操作されると前記複数の期待度態様のうちのいずれかの態様を第1の表示態様として示すようになされており、前記第1の操作手段とは異なる第2の操作手段が操作されると第2の表示態様を示すようになされており、前記第1の表示態様を示す起因となる前記第1の操作手段と前記第2の表示態様を示す起因となる前記第2の操作手段とが同時に受付可能とされており、前記遊技球を貯留する皿部に、同時に受付可能とされている前記第1の表示態様を示す起因となる前記第1の操作手段と前記第2の表示態様を示す起因となる前記第2の操作手段とが設けられており、特定の変動演出において、前記第1の表示態様を示す起因となる前記第1の操作手段と前記第2の表示態様を示す起因となる前記第2の操作手段とが同時に受付可能とされていることを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

以上説明したように本発明によれば、工夫がなされた遊技機を提供することができ、興趣の低下を抑制することができる。